

改正「独占規制及び公正取引に関する法律」の主な内容 (2020年12月29日公布、2021年12月30日施行)

尹在薫*

I. 韓国公正取引法の全部改正

韓国における競争政策の根拠法は、1980年に制定された「独占規制及び公正取引に関する法律」(以下「韓国公正取引法」という。)である。韓国公正取引法及び同法施行令は、制定されて以来、二度目の全部改正を迎えた(以下改正された韓国公正取引法¹を「改正法」、同法施行令²を「改正施行令」という。)

韓国公正取引委員会(以下「韓国公取委」という。)は、改正法及び改正施行令の施行に合わせて、当該法令の詳細を決め、規制の明確性及び予測可能性を向上させるため、47個に及ぶ行政規則を整

* 弁護士・法務法人(有) 地平

1 法律第17799号、2021年12月30日施行。1990年全部改正(法律第4198号、1990年4月1日施行)以来二度目の全部改正となるが、本改正は、韓国公正取引法が制定されて以来、初の抜本改正であると言われている。

2 大統領令第32274号、2021年12月30日施行

備した（行政規則の目録は「別紙1」を参考）。

本稿では、特に外国企業³及び外資系企業に影響を及ぼし得る規定を中心に⁴、主な改正内容をまとめる。

II. 情報交換カルテル

1. 改正以前の規制

事業者が、契約、協定、決議、その他いかなる方法によるかを問わず、他の事業者と共同して不当に競争を制限する行為について合意するのを不当共同行為（以下「カルテル」という。）という⁵。

韓国公正取引法は、カルテルの対象となる行為を列挙していたが、情報交換行為はカルテルの対象となる行為として明示されていなかった。それにもかかわらず、韓国公取委は、数々の情報交換行為をカルテルの対象として規制してきた。

これに対し、韓国の大法院は、「価格等の主な競争要素に関する

-
- 3 韓国公正取引法は、「国外においてなされた行為であっても、その行為が国内の市場に影響を及ぼす場合には、この法律を適用する。」とし、効果主義に基づく域外適用を明文化している（第3条）。
 - 4 改正法は、①経済力集中規制の整備によるコーポレートガバナンスの向上、②ベンチャー企業への投資活性化、③民事、行政、刑事における規律の改善を改正理由として挙げている。特に、②ベンチャー企業への投資活性化に関し、ベンチャー持株会社、CVC制度、PEF 専業集団等に関する有意義な改善もなされたが、これらが外国企業及び外資系企業に直接及ぼす影響は比較的小幅となる見込みであり、本稿では扱わない。
 - 5 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）の「不当な取引制限」に該当する（第2条第6項）。

情報を交換した場合、その情報交換が、事業者の間で意思連結の相互性が認められる有力な資料になるとは言え、その情報交換の事実だけでは、不当に競争を制限する行為に対する合意があったと断定することはできない。」と述べ、生命保険事業者間の利率に関する情報交換行為⁶、ラーメン事業者間の販売価格に対する情報交換行為⁷が価格決定の合意に至っていないと判断し、情報交換行為に対する韓国公取委の制裁処分を取り消す判決を下した。

2. 改正法の内容

改正法は、事業者の間で情報をやり取りする行為（以下「情報交換行為」という。）に合意（以下「情報交換合意」という。）することにより、一定の取引分野において競争を実質的に制限すること（以下「情報交換カルテル」という。）をカルテルの対象とした（改正法第40条第1項第9号）。

韓国公取委は、「事業者間の情報交換が介入した不当共同行為審査指針」（以下「審査指針」という。）⁸を制定し、情報交換カルテルの審査基準及び事例を提示している。

審査指針によると、情報交換合意とは、価格、生産量、商品・サービスの原価、在庫量、在庫量、販売量、商品・サービスの取引条件または代金・対価の支給条件を交換する相互の意思の合致（meeting of mind）を意味する（審査指針IV .2. ガ）。同合意は、明示的合

6 大法院 2014 年 7 月 24 日宣告 2013 ドゥ 16951 判決

7 大法院 2015 年 12 月 24 日宣告 2013 ドゥ 25924 判決、大法院 2016 年 1 月 14 日宣告 2013 ドゥ 26309 判決、大法院 2016 年 1 月 14 日宣告 2014 ドゥ 939 判決

8 公正取引委員会告示第 2021 - 33 号、2021 年 12 月 30 日施行

意⁹と黙示的合意¹⁰の両方を含む概念である。

情報交換カルテルは、情報交換合意を実行した結果、関連市場での競争が不当に制限され、競争制限効果を相殺する効率性の増大効果がない場合に成立する（審査指針IV.1.）

また、改正法は、事業者の間で、価格決定等カルテルの対象になる行為（ただし、情報交換行為を除く）に必要な情報を交換する行為が存在する場合、当該行為に対する合意の存在を推定する条項を新設した（改正法第40条第5項第2号）。当条項は、事業者間行為（価格引上げ、生産量の縮小、落札者決定等）の外形が一致し、それに必要な情報が交換された場合、事業者が当該行為に合意したと推定する法律上の推定規定である（審査指針V.）。

9 明示的合意の例として、競争事業者が価格等の情報を交換することに、書面または口頭で合意する場合が挙げられる（審査指針IV.2.ナ.(1)）。

10 黙示的合意の例として、①競争事業者間の会議（約270回）を通じて価格等の情報を交換し、各自価格決定の際、当該情報を反映する場合、②競争事業者が10年間約300回価格引上げ案を交換しており、特に価格引上げに関する稟議の直前に情報交換が行われ、稟議書に競争事業者の価格引上げ案が記載されている場合、③市場占有率上位企業が競争事業者に毎月末価格情報を通知し、競争事業者が当該価格を参考にし、価格を決定する慣行が5年間続いた場合、④事業者団体が、約7年間、事業者ごとの原価、在庫量等を整理し、各事業者に共有してきた場合等が挙げられる。

しかし、①情報交換が単発で行われ、当該情報が活用された状況証拠がない場合、②交換対象情報に関し、経営意思決定の権限を持たない職員の間で情報が交換されたか、若しくは当該情報が活用された証拠がない場合、③競争事業者が送った価格情報に関するメールを受信した直後、関連メールを送らないよう強く要求し、実際関連メールを受信してない場合、④事業者団体の販売量に関する情報要請に関し、他の事業者に当該情報を共有しない条件で情報の提供に応じたのにも関わらず、当該事業者の意思に反して、事業者団体が当該情報を他の事業者に共有し、また他の事業者の情報も当該事業者に共有した場合等は、黙示的合意の存在を認めることができない（審査指針IV.2.ナ.(2)）。

Ⅲ. 取引金額に関する企業結合届出基準の導入

1. 改正以前の規制

韓国公正取引法上の企業結合届出義務は、取引の当事者及び相手方の資産総額又は売上高を基準に判断されてきた。即ち、取引の当事者一方（企業結合対象会社）の資産総額又は売上高が三千億ウォン以上、他方（被取得会社）の資産総額又は売上高が三百億ウォン以上である場合に限り、当該取引に関する企業結合届出義務が発生した。

このような基準によると、大規模の取引であっても、被取得会社の資産総額又は売上高が基準を満たさない場合、当該取引は企業結合届出の対象から除外された。また、大手プラットフォーム企業¹¹が、小規模でも将来性のあるスタートアップを買収する際、資産総額や売上高だけを基準にすると、企業結合審査を回避できるという非難がなされてきた。

2. 改正法の内容

今回の改正法は、取引の被取得会社が現行の基準（資産総額又は売上高三百億ウォン以上）を満たさない会社（以下「小規模被取得会社」という。）であっても、当該取引に関し、企業結合の対価として支給または出資する価値の総額が六千億ウォン以上であり、小

11 最近韓国では、大手企業により、タクシープラットフォーム、ウェブ小説等コンテンツプラットフォーム、ヘアショッププラットフォーム、花・おやつ・サラダのデリバリープラットフォーム等、小規模の自営業者が営む事業等に関するプラットフォームの寡占が進んでいる。

規模被取得会社またはその特殊関係人が国内市場で相当な水準で活動する場合、企業結合届出をするよう規定した（改正法第 11 条第 2 項、改正施行令第 19 条第 1 項、第 2 項）。

「相当な水準で活動する場合」とは、企業結合届出日が属する月を基準にし、直前 3 年間、①国内市場で月間百万人以上に商品・役務を販売・提供したり、②国内の研究開発施設又は研究人材を保有・活用しており、関連予算が年間三百億ウォン以上であったことがある場合、③その他、①、②に準ずる場合として公取委が告示する場合を意味する（改正施行令第 19 条第 2 項）。

韓国公取委は、企業結合に関する告示である「企業結合の届出要領」（以下「届出要領」という。）¹²を改正し、上記基準を具体化している。①国内市場で月間百万人以上に商品・役務を販売・提供した場合とは、ゲーム・ウェブコミック・ウェブ小説・映画・ドラマ等のコンテンツや、SNS 等インターネット基盤サービスの月間純利用者あるいは純訪問者が百万人を超えたことがある場合を含む（届出要領 V .2. ガ）¹³。②国内の研究開発施設又は研究人材を保有・活用しており、関連予算が年間三百億ウォン以上であったことがある場合とは、会計処理した金額を基準に、被取得会社の年間経常研究開発費及び開発費（無形資産）を合算して判断する（届出要領 V .2. ナ）。③その他、①、②に準ずる場合に当たる条項はまだ整備されておらず、帰趨を見守る必要があるだろう。

12 公正取引委員会告示第 2021-24 号、2021 年 12 月 30 日施行

13 「企業結合届出ガイドブック」、韓国公取委（2019）、129 頁

IV. 民事、行政、刑事的規律の改善

1. 課徴金上限の引き上げ

韓国公正取引法違反による課徴金額は、関連売上高（違反期間中に販売した関連商品の売上高）に賦課基準率を掛けて計算する。関連売上高を算定できない場合には、定額の課徴金が賦課される。

改正法は、賦課基準率及び定額課徴金の上限を2倍に引き上げた。主な行為類型ごとに改正内容をまとめると以下の通りである。

表1 改正法による賦課基準率及び定額課徴金の上限

行為	根拠条項	賦課基準率	定額課徴金
市場支配的地位 濫用行為	第8条	6%	20億ウォン
カルテル	第43条	20%	40億ウォン
不公正取引行為	第50条第1項 ¹⁴	4%	10億ウォン
	第50条第2項 ¹⁵	10%	40億ウォン

2. 刑事罰の削除

韓国公正取引法は、ほとんどの違反行為に対し刑罰を規定していた。しかし、競争制限性等の経済分析により、その違反が判定される行為類型の場合、明確性が求められる刑罰の対象としては適さな

14 不公正取引行為（特殊関係人に対する不公正取引行為を除く）、再販売価格維持行為、報復措置に適用される。

15 特殊関係人に対する不公正取引行為、特殊関係人に対する不当利益提供行為に適用される。

いと指摘がなされてきた。また、競争制限効果が比較的小さい行為類型に対しては、是正措置・課徴金等、行政上の措置だけでも規制目的を達成することができる。

したがって、改正法は、刑事罰の補充性という観点から、刑事罰を科する必要性が低く、これまで科された事例がほぼなかった競争制限的企業結合、不当取引拒絶行為、不当差別取扱行為、競争事業者排除行為、拘束条件付取引行為、再販売価格維持行為等については、刑罰規定を削除した。

3. 私人による差止請求制度の導入

韓国公正取引法は、被害者が裁判所に対し、同法を違反した行為に関し禁止請求をする制度を設けていなかった。そのため、事件を処理する期間が長期化したり、韓国公取委から嫌疑がないとの判断がなされた場合、被害者の迅速な被害救済を図ることができない問題が指摘されてきた。

改正法は、「私人による差止請求制度」を導入した。即ち、事業者の不公正取引行為及び事業者団体が事業者に不公正取引行為を教唆、幫助する行為により、被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者は、その違反行為を行い、又は行うおそれのある事業者又は事業者団体に対し、自分に対する侵害行為の禁止又は予防を請求することができる（改正法第108条第1項）。

当制度は、差止対象行為を不公正取引行為の限定した点（改正法第108条第1項）、裁判管轄に関して特例を設けている点（改正法第108条第2項）、裁判所が濫訴を防止するため、原告に担保提供を命ずることができる点（改正法第108条第3項）から、日本で2000年導入された「私人による差止請求制度」（独占禁止法第24条）

とほぼ同じ制度であると評価できる¹⁶。

4. 損害賠償訴訟における資料提出義務の新設

改正法は、損害賠償訴訟における「資料提出命令制度」を取り入れた。同制度により、裁判所は、カルテル・不公正取引行為に対する損害賠償訴訟において、当事者の申請により、相手方へ損害の発生及び範囲の立証に必要な一切の資料を提出するよう命ずることができる（改正法第 111 条第 1 項）。

命令を受けた相手方は、たとえ当該資料が営業秘密であるとしても、損害の証明又は損害額の算定に必ず必要であるときは、資料提出を拒否できない（改正法第 111 条第 3 項）。相手方が提出命令に応じない際、当事者による資料の記載に関する主張、及び当該資料に基づき証明しようとする事実を真実とみなすことができる（改正法第 11 条第 4 項、第 5 項）。

韓国の大法院は、「裁判所の文書提出命令に対して、命令を受けた当事者は、たとえ当該文書が会社の営業秘密であっても、文書の提出を拒否できない」と判断した¹⁷。改正法は、判例の立場を確認する一方、事実認定に関しより強力なみなし規定をおき、実効的な証拠確保手段を設けたと評価できる。

16 たゞし、独占禁止法は「著しい損害」が生じたり、生じる恐れがある場合に限って差止請求ができると定めているが、改正法は、「著しい損害」を差止請求の要件から外している。私見では、「著しい損害」の意味に関し明確性に欠ける面があり、原告の損害が微少な場合には担保提供命令を活用することもできるので、「著しい損害」の要件は必要でない判断される。

17 大法院 2008 年 4 月 14 日付宣告 2007 マ 725 決定

V. 終わりに

第4次産業革命・非対面文化の拡散によるデジタル経済への転換が加速するとともに、競争法・競争政策を巡る環境も大幅に変化している。

韓国公取委は、2022年1月発表した「2022年公正取引委員会主要業務推進計画」で、①国民の健康・安全を脅かし、産業・国家競争力を阻害するカルテル等に対する厳正な制裁、②産業・新技術分野における革新を阻害する競争制限的なM&Aの是正、③消費者被害予防・救済及び情報提供を強化するためのシステム構築等への意志を表明した。

上記計画の根拠となる改正法及び改正施行令は、40年ぶりの全面改正を通じ、条文の順序から内容に至るまで大幅に変わった。情報交換カルテル等、新しく設けられた規制に関しては、社内での慣行に関するコンプライアンス点検が必要である。また、本改正により、取引のクロージングに直接影響を及ぼす企業結合届出の対象が増えることが予想され、たとえ小規模の企業を引き受ける際にも注意が必要である。より視野を広げてみると、プラットフォーム事業等、新事業を営む事業は、韓国公取委の規制実務に注目し、事前に対応策を検討する必要がある。

【別紙 1】 韓国公正取引法全面改正に伴い、制定・改正された行政規則の目録

区分	行政規則名
企業結合	企業結合の届出要領
	企業結合審査基準
	企業結合関連是正措置の不履行に伴う履行強制金賦課基準
	企業結合届出規定違反事件に対する過料賦課基準
	企業結合是正措置賦課基準
企業集団	持株会社の設立・転換届出及び持株会社等の事業内容等の報告に関する要領
	公示対象企業集団所属会社の重要事項公示等に関する規定
	公示対象企業集団所属会社の重要事項公示等に関する規定違反事件に関する過料賦課基準
	大規模内部取引に対する取締役会議決および公示に関する規定
	大規模内部取引に対する取締役会議決及び公示義務違反事件に関する過料賦課基準
	独立経営認定制度運営指針
	企業集団から除外される中小企業の年間研究開発費割合算定基準
	相互出資制限企業集団指定基準金額算定基準
	不当支援行為の審査指針
	持株会社関連規定に関する解釈指針
	特殊関係人に対する不当利益提供行為審査指針
合併に係る循環出資禁止規定の解釈指針	
市場監視	再販売価格維持行為審査指針
	市場支配的地位濫用行為の審査基準
	公正取引法等違反行為の届出者に対する報奨金の支給に関する規定
	不公正取引行為審査指針
	継続的な再販売取引等における取引上の地位濫用行為の細部類型指定告示
	並行輸入における不公正取引行為の類型告示
	再販売価格維持行為が許容される著作物の範囲告示
	新聞業における不公正行為及び市場支配的地位濫用行為の類型及び基準告示
	知的財産権の不当な行使に対する審査指針
特殊形態労働従事者に対する取引上の地位濫用行為審査指針	

カルテル	事業者間の情報交換が介入した不当共同行為審査指針
	共同行為審査基準
	入札における不当共同行為審査指針
	事業者団体活動指針
	行政指導が介入した不当共同行為に対する審査指針
	共同行為及び競争制限行為の認可申請要領
	不当共同行為自主申告者等に対する是正措置等減免制度運営告示
	小商工人団体の行為に対する審査指針
審判調査	公正取引委員会会議の運営及び事件手続等に関する規則
	課徴金賦課細部基準等に関する告示
	独占規制及び公正取引に関する法律等の違反行為の告発に関する公正取引委員会の指針
	同意議決制度運営及び手続等に関する規則
	公正取引委員会から是正命令を受けた事実の公表に関する運営指針
	公正取引委員会の是正措置運営指針
	公正取引委員会審判廷の秩序維持のための規則
	公正取引委員会の議決等の開示に関する指針
	課徴金還付業務処理基準
	独占規制及び公正取引に関する法律等による利害関係人等に対する経費支給規定
	公正取引委員会の調査手続に関する規則
	デジタル証拠の収集分析及び管理等に関する規則